

番号	受付日	所管省 庁への 検討要 請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
1	4月26日	5月14日	介護保険の 通所介護 サービスの要 件緩和につ いて	介護保険サービスのうち、[介護予防]通所介護サービスについて、下記2点の規制緩和を要望いたします。 (1)通所介護の生活相談員の人員配置要件の緩和について 例えば、週7日間稼働のデイサービスにおいては、常勤の生活相談員であれば2名が必要となり、介護職員との兼務等が発生いたします。生活相談員として専従化、明確化をするためにも、要件緩和を行うべきと考えます。 (2)通所介護 生活相談員の機能訓練指導員要件の緩和について 現在機能訓練指導員の配置要件は看護師や理学療法士等に限定されていますが、看護師等の人員不足が深刻化しております。厚生労働省が進める日常生活動作への対応を行う上でも、介護福祉士や実務経験3年以上の初任者研修修了者を要件に含めることにより、各事業所における機能訓練の充実を図ることができると考えます。	民間企業	厚生労働省